

相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第9号

相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例

相模原市営自転車駐車場条例(昭和55年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(駐車料)

第6条 路上等自転車駐車場を利用する者(以下この条において「利用者」という。)は、別表第3に定める額の駐車料(以下「駐車料」という。)を納付しなければならない。

2 利用者は、路上等自転車駐車場から車両を出場させるときに駐車料を納付するものとする。

第7条中「市長」を「前条第1項の規定にかかわらず、市長」に改め、「、必要があると認めるときは」を削り、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第12条中「利用者」を「駐車場を利用する者」に改める。

第13条中「、その」を「、自転車駐車場の」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第15条、第16条第1項第1号及び第18条中「駐車場」を「自転車駐車場」に改める。

第20条を第23条とする。

第19条中「駐車場」を「自転車駐車場」に、「第5条」を「第5条第1項及び第3項」に、「第11条及び」を「第11条並びに」に、「第9条及び」を「第9条並びに」に改め、同条を第22条とする。

第18条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第19条 自転車駐車場を利用する者(以下この条において「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 利用者は、次の各号に掲げる利用の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるときに利用料金を納付するものとする。

(1) 定期利用 定期駐車券の交付を受けるとき。

(2) 一日利用 自転車駐車場に車両を入場させるとき。ただし、規則で定める自転車駐車場にあつては、自転車駐車場から車両を出場させるとき。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第20条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第21条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第4(第19条関係)

区 分	定期利用(月額)			一日利用(1回)	
	自転車		原動機付	自転車	原動機付 自転車
	一般	学生	自転車		
淵野辺駅南口第1自転車駐車場	円 1,800	円 1,200	円 3,000	円 100	円 200
橋本駅南口第1自転車駐車場					
橋本駅南口第2自転車駐車場					
相模原駅北口自転車駐車場					
淵野辺駅南口第2自転車駐					

車場 矢部駅北口自転車駐車場 相模原駅南口自転車駐車場 橋本駅北口第2自転車駐車場					
相模大野駅北口自転車駐車場 橋本駅北口第1自転車駐車場 相武台前駅北口自転車駐車場 谷口北口自転車駐車場 谷口南口自転車駐車場 相模大野駅西側自転車駐車場	1,500	1,000	2,500		

備考

- 1 一般とは、次項に規定する学生以外の者をいう。
- 2 学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に通学する者をいう。
- 3 一日利用における1日とは、24時間を単位として計算する。
- 4 利用の承認の期間を超過した場合における超過した期間の利用料金は、1日につき一日利用に係る利用料金の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条、第19条、別表第3及び別表第4の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる有料自転車駐車場の利用の承認に係る駐車料及び利用に係る料金について適用し、施行日前にされた有料自転車駐車

場の利用の承認に係る駐車料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例により施行日以後に納入されることとなる駐車料(自転車駐車場の利用に係るものに限る。)は、改正後の第19条第1項に規定する利用料金とみなす。
- 4 施行日前に納入された駐車料に係る還付については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 5 改正後の第19条第2項の規定による利用料金の額の決定のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。